

第486回（定例）福崎町議会会議録

令和元年9月9日（月）
午前9時30分 開 会

1. 令和元年9月9日、第486回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	河 嶋 重一郎	8番	竹 本 繁 夫
2番	松 岡 秀 人	9番	柴 田 幹 夫
3番	三 輪 一 朝	10番	富 田 昭 市
4番	山 口 純	11番	高 井 國 年
5番	小 林 博	12番	城 谷 英 之
6番	石 野 光 市	13番	前 川 裕 量
7番	木 村 いづみ	14番	北 山 孝 彦

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 寄 十 郎	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	吉 栖 雅 人	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	山 下 健 介	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	尾 崎 俊 也	地 域 振 興 課 長	松 田 清 彦
住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和	健 康 福 祉 課 長	三 木 雅 人
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ くり 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	成 田 邦 造	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	大 塚 久 典		

代 表 監 査 委 員 鳥 岡 照 義

1. 議事日程

- 第 1 閉会中の所管事務調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 5 特別委員会の設置
- 第 6 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の所管事務調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第 5 特別委員会の設置

第 6 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、山口委員長。

山口総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査報告を申し上げます。

去る7月23日と8月21日に委員会を開催し、担当課から報告を受け、委員会としての所管事務の調査を行いました。

委員会の報告につきましては、配付の資料のとおりですが、特筆すべき事項について報告をいたします。

まず、7月23日の委員会であります。

総務課です。

6月28日に福崎町と中播磨県民センターとの意見交換会が実施され、福崎町からは、JR福崎駅周辺整備事業がほぼ計画どおりに推進できたお礼と、今後、駅へのアクセス強化に向け、県道甘地福崎線の着実な推進や都市計画道路の法線の見直し等について支援をお願いしたとのことでした。

また、中播磨県民センターからは、防災・減災対策で、今年度中に公表する洪水・浸水想定区域図をもとに、ハザードマップの整備等について協力依頼があったということです。

次に、庁舎総合窓口カウンターの更新について、6月28日に入札を行い、561万6,000円で落札されたとのことでした。

委員から、「このような入札に2者というのは業者が少ないのではないのか」との問いに、「当初、指名をさせていただいたのは6者であったが、結果的には2者のみの応札となりました。このカウンターは同等品可としており、幅広くそのほかの製品を扱っている業者にお声がけをしたつもりでしたが、結果的には辞退となっている」との答弁に対し、委員から、「何か原因があるから入札が少ないのではないのか。類似品も可能という中で2者しかないのは、何かくられたものがあるのではないのか」との意見が出されました。

企画財政課です。

令和元年度の普通交付税の算定結果の報告があり、昨年度より5,755万7,000円増加し、11億3,959万円で、委員会当日に閣議決定されるとのことでした。

次に、町有地売り払いに係る一般競争入札について、委員から、「なぜ今、この4カ所に特定し、決定されたのか」との問いに、「前から普通財産の売り払

いを目標にしており、準備が整ったので今やろうとしているわけです。基本的には、買いたいという声も少々あります。この4カ所というのが、普通財産の中では売れる見込みが大きい」との答弁があり、委員から、「最低入札価格は公表されるのか」との問いには、「新聞の折り込みで発表させていただきます」との答弁がありました。

続いて、8月21日の委員会です。

社会教育課から。

第40回山桃忌の報告で、今年は「柳田國男・井上通泰と文学」をテーマに開催、第1部は講演とシンポジウム、第2部は出雲神楽が上演されたとのこと。

委員から、「近年、参加者が減ってきているのではないかと思う中で、2日間開催されている。これを1日にして内容を濃くすることは考えられないか」との問いに、教育長から、「1日では収拾しにくいという現状があると思います。民俗学の発祥の地である柳田國男先生の生誕された町であるということを中心に、民俗学でとにかく全国に知らせたい。1日目は、全国的にレベルの高いものを作りたい。2日目は、もっともっと身近な、誰もが感じられるような民俗学、文化財を中心として、誰もが参加しやすいようなことで2日に分けてやっております」との答弁に、委員から、「もっと毎年変化があってもいいと思う。もう一度、一から見直して、本当に何をすべきかを見直してみてもは」との問いに、教育長から、「確かにフィードバックをしながら、さらにいいところ、悪いところ、あるいは改めるところは改めるといことは、大いに必要だと思います」などの答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会の議会閉会中の調査報告を終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の閉会中の報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会は7月24日、8月22日の2日間、会議を開きました。内容は、報告書に記載のとおりであります。

7月24日の委員会では、公害防止協定に基づく1件の協議があり、委員会は、これを申請のとおり承認することといたしました。

全体として工事関係の進捗状況のほか、住民生活課からは、証明書のコンビニ交付について、令和2年2月1日から全国の店舗で始まるとの報告がありました。

町営住宅駅前団地建替え工事の工程が12月27日まで2カ月間の延期となった報告がありました。

健康福祉課からは、保健センターの土曜開庁に伴う相談の受け付け状況、あるいは、文珠荘の事業報告などがありました。

地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センターの事業報告、農林振興課からは、元年度産米の生産数量やもちむぎの収穫量の報告、まちづくり課からは、市川河川公園の芝生被害、上下水道課からは、理水化学株式会社からの訴訟の状況などについての報告がありました。

8月22日の委員会では、公害防止協定に基づく協議は3件で、委員会は、いずれも承認することといたしました。

各課からの報告事項は、報告書に記載のとおりであります。

平成30年度の工事などの進捗状況のほか、住民生活課からは、株式会社広築跡地の土壤汚染問題の報告がありました。自然界のレベルの範囲内と判断できるとのことです。

健康福祉課からはパラリンピック聖火フェスティバル、地域振興課からは企業進出の予定、まちづくり課からは橋梁長寿命化修繕計画など、また、上下水道課

からはマンホールカードの発行などの報告がありました。それぞれについて委員から質疑や意見等があったことをつけ加えておきたいと思います。

議長 次、議会広報常任委員会、石野委員長。

石野議会広報 議会広報常任委員会から、ご報告申し上げます。

常任委員長 概要につきましては報告書のとおりであります。議会だより第151号の編集について、6月20日、7月1日、7月16日、7月22日、7月25日を用いて協議を行いました。一層住民にわかりやすく、読みやすいという、そういう紙面を目指していきたいと考えているところであります。

以上です。

議長 次、議会運営委員会、富田委員長。

富田議会 議会運営委員会より、閉会中の所管事務調査報告をいたします。

運営委員長 委員会は、6月28日、8月30日の2回もちました。

6月28日の委員会の協議事項につきましては、第485回6月定例会の反省と課題の検討について協議し、Jアラート訓練放送や緊急の火災放送があった場合は、会議中であっても、議長の判断で暫時休憩とすることを確認しました。

また、一般質問においては、質問者も答弁者もはっきりと大きな声で質問や答弁をしてもらいたい旨、周知することとしました。

委員会における秘密会の運営について、当面は現状のままとするが、どのような場合に秘密会とするべきか等については、継続して審議することにしました。

また、委員会会議録署名に係る例規等への改正について、6月定例会から、委員会会議録原本には委員長と委員1名の計2名で署名することとしているが、例規等の改正を行わず運用していくことを確認しました。

次に、8月30日の委員会では、第486回9月定例会の運営について協議し、会期は9月6日金曜日から9月27日金曜日までの22日間とすることを確認しました。

なお、閉会中のごみ処理計画検討委員会については、土・日の午前9時30分に開催される福崎駅周辺整備対策特別委員会の会議進捗状況にかかわらず、午後1時からすることを確認しました。

委員派遣について協議し、本会議において決定することを確認しました。

また、6月定例会、12月定例会の日程について協議をしました。日程については、現行のままとすることを決定しました。

以上、議会運営委員会から調査報告とします。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会の閉会中の報告でございます。

対策特別委員長 委員会は、8月29日に開催いたしました。それぞれ報告書に記述されておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

事業の進捗状況、あるいは、9月定例会に提案予定の指定管理者の選定についての報告、説明がありました。指定管理に当たっては、それぞれの役割と責任について質問や意見がありました。福崎駅周辺整備事業の完成式典は、令和元年10月6日に開催するとのことであります。

また、観光交流センターの愛称が決まったことが報告されました。

以上です。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 日程第2は、議案に対する質疑であります。
議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第49号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第10号、第30期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に報告第11号、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、報告第12号、議会の委任による専決処分の報告について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
次に、議案第49号、教育委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第50号、大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

4 番 前回の駅前周辺整備対策特別委員会でもお伺いしたことなのですが、指定管理の期間が20年6カ月ですかね。同じことをちょっと言わせてもらうんですが、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第7条、「指定期間は5年以内とする」、その2項で「町長等は、特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、5年を越え指定することができる」ということになっておるんですが、20年という長い期間を指定されるわけですね。駅周の特別委員会の中には、具体的に内容を伺いました。納得した部分は、もちろんありました。
ただ、町長のほうから、どういった……要するに何が言いたいかと申しますと、20年後、町長が最後の最後までこの指定管理を見届けるかどうかというのはわからないわけでありまして。そうなので、最初に始める立場に立っている町長のほうから、町長の口から、この事業に対する思いというものをちょっとはっきりと聞かせていただけたらなと思うんですが、よろしくお願ひします。

町 長 この三木家住宅に対しましての指定管理についてでございますが、文化財につきまして文化財の保護法が改正になりました。今までは文化財は保護していくという形で進んできたんですけども、その改正によりまして文化財を保護するためには、活用しながら保護していこうという方向になってまいりました。そういったことを受けて、三木家住宅を活用しながら保存も保護も考えていこうという方向になったものでございます。

株式会社PAGEに指定管理をお願いすることにつきましては、今までも説明してまいりましたように、一般社団法人ノオトが福崎町のまちづくりにも、駅周辺整備にもかかわってきてくれた団体であります。そして、神戸新聞社も福崎町のまちづくりにかかわってきてくれておりまして、文化観光まちづくり協議会というものを、一般社団法人ノオト、そして神戸新聞社、福崎町との3者でそういった協議会をつくって、福崎町のまちづくり、引いてはもっと広いまちづくりな

んですけれども、考えていこうということで、そういった協議会をつくって進めておりました。

この三木家住宅の宿泊施設化についてでありますけれども、これは、特別委員会のほうでもご説明いたしましたように、5年では収支がとれないということが一番の理由であります。こういったホテル化事業の指定管理というものがいろいろその他の市町でもあるわけなんですけれども、こういった施設につきましては、20年とか、30年とかのスパンでやられているところが多うございまして、それぐらいの期間を見ないと収益が安定しないというところがありまして、今まで私どもが一般社団法人ノオト、そして神戸新聞社とつき合いをしてきた関係も踏まえまして、20年間預けても信頼に足りる企業であるということを考えて、こういった約20年というような期間を認めさせていただいたものでございます。

議長 ほかにございませんか。

1 0 番 この指定管理者については、自治体は設置者としての、要するに責任を果たす立場から、やはり指定管理者を監督する義務があるのではないかなというふうに思います。

そういう中におきまして、いわゆる業務委託とか、締結される具体的な管理委託制度はどういうふうになっているのか、簡単でよろしいけど、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長 管理体制についてでございますが、管理料について町はお支払いしませんが、指定管理ということですので、あくまでも町に主導権があると考えております。また、利用料金、飲食料金の決定につきましても、条例規則によりまして町長の承認事項となっておりますので、そのあたりも慎重に検討してまいりたいと考えております。

詳細な計画、また運営につきましても、今後詰めてまいります、住民の要望ですとか、町の要望はしっかり伝えていきたいと考えております。

1 0 番 結構です。

町長 ほかにございませんか。

5 番 文化財をこのように活用するということではありますが、教育委員会では、正式に委員会で議題として上げて議論をされたんでしょうか。あるいは、されたとすれば、どういう経過であったのかお聞かせいただきたいとしたいと思います。

社会教育課長 教育委員会のほうでも、この議題についてはお諮りしております。委員さんの中には、文化財は文化財として守っていただきたいという意見もありましたことは事実でございます。

5 番 今の答弁からですと、教育委員会としては納得はしていないというふうに理解をされているのか、あるいは、そういう意見はあったけれども、一応認めたという、教育委員会としての審議、結論はどうなったのかということをお聞きしているわけです。この前の委員会では教育長もおられませんので、特にお聞かせをいただきたいとしたいと思います。

社会教育課長 申しわけございません。そのような意見はございましたが、教育委員会としては同意するという結論をいただいております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

1 2 番 説明資料の3ページの4、地域関係団体、町等の連携と貢献について、ここの部分で福崎町文化観光まちづくり協議会というのがあるんですけれども、これは年何回ぐらい……指定管理、これ21年というお話なんですけれども、その中で、この福崎町文化観光まちづくり協議会というの、年間何回開く予定でおられるんでしょうか。

社会教育課長 年間何回という正確な決め事はございませんが、毎月一度程度は協議会を開いております。

- 1 2 番 この主管、株式会社PAGEに対してと、これ今、答弁をみんな社会教育課長がしているんですけれども、窓口は、「福崎町と連絡調整し」と書いてあるんですけれども、どこの課が担当するんですか。

社会教育課長 福崎町文化観光まちづくり協議会の町側のトップは技監でございまして、あと、社会教育課、まちづくり課、地域振興課が参加している協議会でございます。

今回の提案につきましては、三木家住宅は県指定文化財、辻川界限歴史・文化館につきましては国登録文化財でありますので、教育委員会からの提案とさせていただきます。

しかし、観光に係る部分につきましては、今までどおり地域振興課に実務を担当してもらうということにはなっております。

- 1 2 番 この「連携、調整を密にし」って、これ福崎町自体も連携を密にしないとだめかなというのが非常に……もちろん技監がトップに立っておられるということで、その話はできると思うんですけれども、なかなかこの行政の中で各課またいでの話は非常に難しい。農林振興課に言っても地域振興課に通らない、地域振興課に言っても社会教育課に通らない、このような状況がある中、どうやって密に組んでいけるのかなと。ちょっとその辺を思いまして。

技 監 情報共有の方法なんですけれども、先ほど申し上げました福崎町文化観光まちづくり協議会、ほぼ月1回開催しております。どういうやり方でまちづくりを進めていくかということで、施設整備にかかわる部分についてはまちづくり課、観光振興に係る部分は地域振興課、文化財の活用、保存に関することは教育委員会ということで分野をまたがっておりますので、これらが一堂に会して会議を開いております。

ですので、こういった観光振興というのは、今後は一つの分野だけでクローズできないと。分野を横断的に取り組まなければ決して成功はしないと考えておりますので、こういった協議会を開いて一堂に会して議論をしていると、そういった状況でございます。

- 1 2 番 その協議会でいろんな意見をまとめていただいて、町民さんの言うことが、やっぱりそれも福崎町の意見として指定管理者のほうに行くように、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

なお、議案第51号から議案第57号までの議案は、決算認定についての議案であります。質疑は大綱にとどめ、詳細な点については委員会で質疑いただきますよう、お願いたします。

それでは、議案第51号、平成30年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありますか。

- 4 番 監査委員にちょっとお伺いしたいんですが、この平成30年度福崎町決算審査意見書、19ページの3番の個々の事業執行について、大まかで結構ですのでお答えいただきたいんですが。

大体真ん中あたりですけれども、この文章の。「行事ごとの詳細な分析、検証やまとめが行われず実施されているものもあるように見受けられます」と、こういったことが書いてあるんですが、これは具体的にはどういった事業なのかと

か、そういうことがわかれば教えてください。

代表監査委員 若干表現はちょっとぼんやりしとるんですけど、内容的にはいろんな事業がございまして、その事業につきまして、どういう形の事業であったかということをお願いを問いただしたところ、参加者とか、かかった費用とか、そういうところは明確に出てくるんですけども、その事業をやったことについて結果がどうあったのか、どこに問題があったのか、次はどういう改善点で次の事業を進めていくのかと、その辺のところについて若干……「検証」なんて難しい言葉を使いましたけれども、ちょっと不足しとるのかなと、これから事業をやっていただくに当たっては、そのあたり一つ一つやっぱり反省もし、次の改善点も見出しての取り組みをお願いしたいと、こういう趣旨で記載させていただきました。

以上です。

4 番 総合計画とかにも書いてある、いわゆるP D C Aサイクルっていうやつやと思うんですが、今の監査委員さんの言葉を受けて、理事者のほうはどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとそれだけお伺いして質問を終わりたいと思います。

町 長 今、監査委員さんが言われたP D C Aサイクルの中で、その結果、問題点、今後の進め方という、ここらの部分がやはり一番大切になってくるのかなというふうに思います。ここらのはっきりしないと次の計画に生かせないということになりますので、この辺の指摘はしっかりと受けとめて次に生かしていきたいというふうに思います。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第52号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第53号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第54号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第55号、平成30年度福崎町水道事業会計決算認定について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第56号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第57号、平成30年度福崎町下水道事業会計決算認定について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第58号、平成30年度福崎町水道事業剰余金処分について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第59号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

3 番 いただいた資料を読んでまいった中で当然お尋ねするわけなんですけど、その中で、本制度の導入によりまして、本町の歳出への影響についてどのようなものになるのか、見積もっていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

総務課長 この会計年度任用職員制度の改正というのは、基本的には現状の嘱託、臨時職員、また、アルバイト職員については有利に働きます。したがって、費用負担も増えてきます。今、うちのところで把握しておるのが、大体1年間で5,000万円ほど増えるのではないかとというふうに考えております。

例えば、その内訳になりますと、フルタイムの会計年度任用職員ということで、現在、毎日来る、いわゆる職員と一緒に勤務時間、次の段階では「フルタイム会計年度任用職員」と呼ぶわけですが、その方には退職手当を支給しなければならないということになります。この、いわゆる負担金を納めなければならないんですが、これが大体1年間で1,000万円ほど増える予定です。

また通勤手当、これは時間給で払っているアルバイトの方は、通勤手当は今までは支給しておらなかったんですが、次回から支給しなければならないということで、大体これで1,860万円。

また期末手当で、これは今3.2カ月、臨時、嘱託には払っておるんですが、それが2.6カ月で減るわけですが、逆にアルバイトで一定の時間勤務している職員には、アルバイトにも期末手当を支給しなければなりません。差し引きをしますと、1,000万円ほど上乗せで支払わなければならないということです。

そういった形を含めまして、大体5,000万円になるというふうに考えております。

3 番 今お聞きした数字が少なからず影響が出てくるわけなんですけど、本制度は、国主導での導入ということになります。ということで、国による財政措置という考え方について、今、情報も余りないとは思いますが、どのようなことになっているのか、お尋ねいたします。

総務課長 今のところそういう情報は得ておりませんが、例えば退職手当負担金におきましては、これは基本的には、私たち一般職員については、定年まで働いて負担金を支払うということになりますと、定年になりますと退職手当も非常に額も大きくなりますので、この負担金自体が高く設定してあるということで、この会計年度任用職員には同じような利率ではどうかということ、そういった負担金の利率はここ一、二年で、再度国なりのほうで検討して考えていくというようなところで、こういった負担金につきましてはもう少し安くなるというふうに伺っておりますが、いわゆる国からの補助といいたしめようか、そういった分については今のところ何も伺っておりません。

3 番 その財政措置の動向によっては、総額……労務費と申しますか、人件費と申しますか、そういったもろもろの部分に対しての視点から、会計年度任用職員の人数、または総額の年間労働時間の縮減が図られるとか、そういったことの懸念はあるのでしょうか。

総務課長 今回の改正というのは、国の同一労働同一賃金、それからワークシェア、そういった、根本は今までこの臨時非常勤職員という、いわゆる法律でも正確に任

用根拠が示されていなかったということで、任用根拠を示すとともに、また、そこで働いている臨時非常勤職員を少しでも同一労働同一賃金で身分を確立して、社会的に生活がしやすいようにしようという考えでやられておりますので、これは、今この制度ができたからといって、その予算を合わせるために、例えば勤務時間を短くしたり、そういったことは、今のところこちらのほうは何も考えておりません。

3 番 最後の質問とさせていただきたいのですが、資料によりましては、人事評価などの客観的な能力実証ということも書いてございます。この能力実証の位置づけと申しますのは、正規職員の方々と比較をすること……すみません、ちょっと言葉的にあれですね、その人事評価の位置づけの重要視の度合いは、どのように取り扱おうとしていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

総務課長 今回の改正で、今、臨時、嘱託職員は65歳まで、また5年間なり、10年間なりということで期限を定めて採用しておるわけですが、この新制度になりますと年齢制限はございません。極端に言いますと、80歳でも90歳でも来られるような形になります。また、10年、20年でも可能になります。

そういった中で、じゃあ毎年、20年も30年も来られるのかっていう話になりますと、これは継続するとき、毎年人事評価をして、その人は来年度も来ていただけるかどうかというような形で人事評価をするわけで、一般職とはまた評価の制度が変わってくるかと思うんですが、基本的な考え方は、現在、例えば臨時非常勤でやっている方が、今度会計年度任用職員になられて、1年過ごされて、またもう1年継続するのかどうかというのを判定する、そういった評価制度を……今の評価制度では、まだそこまで詳細にはしておりませんので、そういったものを含めた人事評価制度を今後つくっていく予定でございます。

議長 ほかにございませんか。

1 0 番 福崎町の臨時、あるいは非常勤職員についてお尋ねしたいと思います。

福崎町では、今この書類で見えますと、平成31年4月1日時点で嘱託職員が62名、臨時職員が19名と、合計81名が働いているわけですが、よく国のほうで言われている同一労働同一賃金ということについては、これはどのようになっているのか確認をしたいと思います。

総務課長 今回、この同一労働同一賃金の考え方で改正するわけなんですけど、現在、臨時非常勤の給与の算定の仕方というのは、現業職の給料表がございまして、その給料表をもとに大体7掛けから8掛けをして求めておりまして、現業職の給料表をもとに、ある程度国の考え方には近づいた設定の仕方はしておるんですが、この新たな制度では、今度是一般行政職の給料表で定めることになっております。

ただ、福崎町におきましては、他市町に比べ、期末手当などを支給するなどして優遇的な対応をとっておりますので、基本的には、他市町に比べたら福崎町の臨時非常勤職員というのは、ある程度そういった給料なり、報酬というのは幾分よかったのではないかとはいっております。

1 0 番 もう一点、ここでは1年ごとの更新でもって、最高10年は雇用することができるんだというふうになっていきますよね。通常の正規職員ですと、10年もたてば昇給も賞与も大分上がってくると思いますけれども、ここでいう嘱託職員とか、臨時職員の場合は、どのような昇給とか、あるいは賞与があるのでしょうか。

総務課長 それは、現在の臨時非常勤職員の考え方でよろしいんですか。新しい会計年度任用職員になってから。

1 0 番 はい。

総務課長 新しい会計年度任用職員になりますと、これは今言いました一般職の給料表

の1級、2級を使うこととなります。1級、2級といいますと、福崎町の職員でいいますと、主事、主査級になります。会計年度任用職員というのは、係長とか、課長とか、そういった役職を想定しておりません。そういった考え方の中で、この給料表の1級、2級を使うことになるんですが、これが1年更新するごとに、給料表でいう4号級ごとに、経験年数を積んだということで、1年たったら基本的には4号級ずつ上がるということで、給料表を今回条例で示しておりますが、それで1年すれば大体4つずつ上がるというような形に次回からなると、現在もそういう形でやっているんですけれども、同様の形でやっております。

1 0 番 もう一点、アルバイトが数百名登録されているというふうになってはいますが、この数百名が常時交代で勤務されているのかなというふうに想像するわけですが、これはどういう対応されていますか。

総務課長 今、一番、新しい制度を導入する中で頭が痛いのが、アルバイト職員をどうするかということでございます。アルバイトによっては、毎日来ていただいているアルバイトもありますし、例えば選挙などでそういった期間だけ来てもらう方もいらっしゃると思います。また、保育士の先生方では、例えば朝1時間だけ来られる方もいらっしゃるようでございます。

そういった方を全て会計年度任用職員にするかどうかというところが非常に問題がございまして、一つの方法として、そういった本当に短時間のアルバイトの方は、個人の委託契約、そういったやり方もあるようでございますので、今、非常に短い勤務のアルバイトの方については、個人との委託契約でやろうというふうには考えております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第61号、福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第62号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第63号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第64号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

6 番 本案は、ケアマネジメント費を4,300円から4,310円に10月1日から引き上げることですけれども、これは、直接、消費税の増税と期日は一致しているけれども、その関係ではなく、国が定める単価の改正によるものというふうに理解していいのかどうか、これが1点目。

2点目、介護保険の特別会計に収入するものなのでしょうか。

3点目は、12月に議案提案をしていくという中に、この分野についても入っていくのでしょうか。その3点についてお尋ねいたします。

健康福祉課長 まず1点目でございますが、議員おっしゃいますように、10月1日から介護人材を確保するための処遇改善、この報酬改定が行われます。これに伴いまして、通所介護と訪問介護に倣いまして、この手数料も国が示す430単位から431単位、4,310円になるわけですが、そういう形で上げる案を出ささせていただいております。

それから、収入につきましては、介護保険の特別会計のほうに収入いたします。

12月議会につきましてなんですが、今のところ、補正等予算については予定をしております。

12月議会、使用料その他の件ですが、それとあわせてではなくて、先ほども申し上げましたように、10月1日からの介護報酬改定、これによるもので、それに従うという形になってございます。失礼いたしました。

6 番 最後にお尋ねしたのは、12月議会でさまざまな手数料等々、料金の改正について慎重に検討して出していくということの中に、この分は含まれるのか、含まれないのかというお尋ねなんですけど、もう一度少しそのところをお願いいたします。

健康福祉課長 この手数料の分につきましては、含まれません。

6 番 わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第65号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

次に、議案第66号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

6 番 消費税の増税については賛成する立場でないことを明確にした上で、このお尋ねをいたします。

本案は、10月1日から予定されている消費税10%増税にかかわって、町としては、税率改正が行われる12月の定例会に向けて議案調整をして、可決された後に4月1日から町にかかわる消費税に関する条例施行を行っていく予定であるという説明とともに、本案の改正は、これを行わないと自動的に10月1日から駅前広場のみの料金が上がってしまうのを防ぐためのものであるとの説明がありました。

町は、一般企業と同じく、町が徴収した消費税相当分を国におさめるという仕組みではないという理解でいいのかどうか、まずお尋ねいたします。

副 町 長 消費税につきましては、地方公共団体についても納税義務はあるということになりますけれども、特例が設けられております。消費税の計算につきましては、「課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす」という規定がございまして、申告の義務がないという形になっております。

6 番 ただいまの説明では、結局、税を徴収するけれども、個々の消費税分を別に取り除いて累積して計算をしていくような必要も特にはないということなんでしょうか。

副 町 長 基本的には、見込まれる消費税の収入額と消費税がイコールとみなされるので、申告の義務がないということでございます。

6 番 町もいろんな品物を買ったり、契約を行って消費税分を負担するということによって、いわゆるそれと相殺されて、消費税分を徴収したからといって、その分を別個に税務署に納めなければならないという仕組みではないということだと、今、理解をいたしております。

今後、町としては、内税方式での表示に統一していこうというふうに考えておられるのかどうか、この点についてお尋ねいたします。

副 町 長 現在、使用料等の見直しもちょっといろいろやってるわけですがけれども、言われるように内税方式、消費税込みの形で検討しておるところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

ただいま、質問の途中ですけれども、休憩に入りたいと思います。午前10時45分まで。

◇

休憩 午前10時27分

再開 午前10時43分

◇

議 長 ちょっと早いんですけれども、会議を再開させていただきます。

次に、議案第67号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第68号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

6 番 概要書の説明では、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、国の示す基準の改正に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱い等を改正するということとあります。2号、旧幼稚園児、3号、3歳から5歳の旧保育所児についての副食費の徴収についての変更があるということが説明されております。この副食費の徴収を行わないとする自治体は、県下ではどのようにあるのでしょうか。

学校教育課長 保育料無償化に伴います副食費の提供に要する費用の取り扱いで、副食費を免除するという取り扱いをしている自治体につきましては、8月20日現在で、学校教育課で聞き取りをしたものでありますとか、県からの資料に基づいて調べましたところ、明石市、三木市、高砂市、加西市、佐用町が免除となっておりますが、それ以外の自治体は、基準のとおり行うとなっております。

6 番 幾つかの自治体で無償化の取り組みが行われるということとあります。新聞・テレビ等では、当初、保育の無料化というような言い方がありましたけれども、ゼロ歳から2歳児の、いわゆる3号認定の保育料については、今回の改正は含まれていないということによろしいのでしょうか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおり、3号認定につきましては、住民税非課税世帯を除きまして、従前どおりということでございます。

6 番 ゼロから2歳児の保育料については変更がないというのが、全国的な動きであるということによろしいのでしょうか。

学校教育課長 そのように考えております。

- 議 長 ほかにございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第69号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第70号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結します。
次に、議案第71号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第72号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第73号、福崎町道路線の廃止及び認定について、質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての報告・議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

- 議 長 日程第3は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第49号、教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第49号については、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第49号、教育委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、採決を行います。
議案第49号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第49号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議 長 日程第4は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙であります。
現在、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員については、本年4月に尾崎前副町長が退任されたことに伴い、福崎町選出の広域連合議会議員が欠員となっております。
兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第9条の規定に、広域連合議会議員に欠員が生じたときは、選挙を行うこととなっております。よって、本日の会議で選挙を行うものであります。
それでは、お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づいて、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。
指名推選の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定しました。
兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に、副町長近藤博之氏を指名いたします。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました副町長近藤博之氏が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。
ただいま兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました副町長近藤博之氏に対し、会議規則第33条第2項の規定により、本席からではありますが、当選の告知をいたします。
これをもちまして、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

日程第5 特別委員会の設置

議 長 日程第5は、特別委員会の設置であります。
本件を議題として、お諮りいたします。
議案第51号から議案第57号までの計7件の議案は、平成30年度の一般会計をはじめ、各特別会計及び企業会計の決算認定についてであります。
平成30年度の各会計の決算認定議案につきましては、議長及び河嶋監査委員を除く12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を審査終了まで設置したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
各会計の決算認定につきましては、決算審査特別委員会を設置し、この委員会で審査することに決定いたしました。
重ねてお諮りいたします。
ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り、指名することとなっております。
よって、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、指名いたします。
2番 松岡秀人議員 3番 三輪一朝議員
4番 山口純議員 5番 小林博議員
6番 石野光市議員 7番 木村いづみ議員
8番 竹本繁夫議員 9番 柴田幹夫議員
10番 富田昭市議員 11番 高井國年議員
12番 城谷英之議員 13番 前川裕量議員
以上の12名を指名いたします。
ただ今指名いたしました議員12名を、決算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました12名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。
なお、特別委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、委員会において互選をお願いいたします。

日程第6 委員会付託

議 長 日程第6は、委員会付託であります。
議案第50号から議案第73号までを、それぞれの委員会に付託いたします。
議案第50号は福崎駅周辺整備対策特別委員会に、議案第51号から議案第57号までは決算審査特別委員会に、議案第58号は民生まちづくり常任委員会に、議案第59号から議案第61号までは総務文教常任委員会に、議案第62号から議案第65号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第66号は福崎駅周辺整備対策特別委員会に、議案第67号は民生まちづくり常任委員会に、議案第68号から議案第70号までは総務文教常任委員会に、議案第71号から議案第73号までは民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり、付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、決算審査特別委員会は7件、総務文教常任委員会は6件、民生まちづくり常任委員会は9件、福崎駅周辺整備対策特別委員会は2件、以上24件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

以上で、本定例会 2 日目の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 58 分